

令和4年度～令和6年度

東京都子供の権利擁護専門相談事業

活動報告書

令和8年1月

子供の権利擁護専門員会議

 東京都

目 次

第1	はじめに	1
第2	東京都子供の権利擁護専門相談事業の概要	
1	事業の経緯	2
2	事業の目的	2
3	事業の内容	3
4	実施体制	3
5	活動の具体的内容	4
	実施体制図	7
第3	令和4年度～令和6年度の活動報告	
1	電話相談	8
2	専門員による活動	9
3	調査員による活動	10
4	メッセージダイヤル	10
第4	広報の状況	
1	カードとリーフレット	11
2	子供の権利ノート	12
3	はがきの利用	13
4	一時保護児童のためのリーフレット（とても大切なあなたへ）	14
5	一時保護児童のための困りごと相談用紙	16

第5 電話相談及び専門員活動の事例

- 1 電話相談の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 2 専門員活動の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
- 3 専門員よりメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4

資料

- 子供の権利擁護専門相談事業実施要綱・・・・・・・・ 4 1
- 子供の権利擁護専門員・調査員名簿・・・・・・・・ 4 4
- 子供の権利擁護カード・リーフレット配布実績・・・・ 4 5
- 児童本人からの相談内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6
- 令和4年度相談内容及び相談者別一覧・・・・・・・・ 4 7
- 令和5年度相談内容及び相談者別一覧・・・・・・・・ 4 8
- 令和6年度相談内容及び相談者別一覧・・・・・・・・ 4 9

第1 はじめに

東京都では、平成10年10月より、子供の権利を擁護するための第三者機関として「子供の権利擁護委員会」を設置した後、委員会としての約5年間の試行期間を経て、平成16年度から東京都の事業として「子供の権利擁護専門相談事業」を開始しました。

本事業は、子供への虐待、いじめ、体罰、性被害などの権利侵害の問題が生じている中、子供の権利に関する専門的な相談と権利侵害への具体的な対応等を行うことにより、子供の福祉向上を図ることを目的としています。

この「子供の権利擁護専門相談事業」の活動内容については、3年毎に活動報告書を作成・配布しており、今回は令和4年度から令和6年度までの3年度の活動報告書を作成して、関係機関に配布させて頂くこととしました。

子供の権利擁護のための第三者的機関の存在やその活動内容を、できるだけ多くの関係機関や東京都民の方々に知って頂くと共に、何が子供にとって最善の利益であるのかを、今後も一緒に考えていきたいと思っております。

東京都の「子供の権利擁護専門相談事業」の存在がより広く認知され、権利侵害に悩む子供を守る一助となれば幸いです。

令和7年12月

子供の権利擁護専門相談事業

専門員	人見	愛
専門員	福田	笑美
専門員	大野	健一
専門員	山本	翔
専門員	打越	雅祥
専門員	伊藤	くるみ
専門員	松村	茂



第2 東京都子供の権利擁護専門相談事業の概要

1 事業の経緯

(1) 子供の権利擁護委員会の設置（平成10年10月）

平成10年7月、東京都児童福祉審議会から「新たな権利保障の仕組みづくり」について、東京都知事に意見具申がなされました。同年10月より、子供の権利を擁護するための第三者機関として「子供の権利擁護委員会」を試行的に設置し、同年11月から事業を開始しました。

その目的は、子供や保護者などから権利侵害の相談があった場合に、迅速に事実関係を調査する機能や、当事者双方に対し助言を与えながら、解決に向けて活動を行う調整機能を有する第三者機関として役割を果たすための新たな子供の権利擁護システムを構築し、関係機関と連携して、子供を権利侵害から救済することです。

(2) 子供の権利擁護専門相談事業（以下「専門相談事業」という。）の開始（平成16年）

上記委員会は、5年数か月の試行期間を経て、平成16年度から東京都の事業として専門相談事業を開始しました。（資料編「子供の権利擁護専門相談事業実施要綱」参照。以下「実施要綱」という。）

子供の権利擁護委員会から引き続き、「子供の権利擁護専門員」（以下「専門員」という。）と、「子供の権利擁護電話相談員」（以下「電話相談員」という。）とが協働して、電話相談、面接相談、関係機関との調整などを行っています。また、委員会で決定していた重要事項などについては、専門員7名で構成する「専門員会議」で合議し、決定することとしました。

2 事業の目的

専門相談事業の目的は、実施要綱では、「子供の権利に関する専門的な相談」と「権利侵害に具体的に対応する」等によって、子供の福祉の向上を図ることと規定されています。

(1) 子供の権利に関する専門機関であること

専門相談事業は、「子供の権利」に関する専門機関が行うこととされています。そのため、現在の専門員7名のうち、3名は児童福祉に関する学識又は業務経験者（以下「児童福祉経験者」という）、4名は子供の権利に携わる弁護士が選任されています。

(2) 権利調整のための第三者機関であること

権利侵害に具体的に対応するというのは、子供が権利侵害を受けた場合に、子供やその保護者の代理人として交渉するのではなく、あくまでも公正中立な第三者としての立場から、「子供の福祉の向上」という最終的な目的を達成するために、子供と関係機関との間に立って「助言や調整活動」を行うことです。具体的には、関係者それぞれがどのように事実を認識し、どのような解決を望んでいるかなどを聴き、双方に伝えていくことによって、当事者が解決の道を見つけられるように支援することを目指します。その際に、子供の権利擁護を基盤とし、

通常は埋もれがちになる子供の意見や希望を丁寧に聴き伝えていくことを特に大切にしています。

なお、本事業は児童福祉審議会の具申を受けて開始したのですが、児童福祉分野にとどまらず、教育、自殺防止、非行相談など、子供の権利に関する相談を幅広く受け付けています。事務局が児童相談センター内にあるため、都内の児童相談所や東京都福祉局との連携もスムーズに進められますが、東京都教育庁や区市町村教育委員会とも協力関係が形成され、学校関係の事案にも中立的な立場から関わることができています。

3 事業の内容

専門相談事業の内容として、「実施要綱」第2条には6つの項目が掲げられています。

第1は、子供自身や周囲の人たちから権利侵害などに関する相談を受けて、権利擁護のために対応することです。電話やはがきによる相談の受付体制を整えています。

また、権利侵害に対応するために専門員を置いています。

第2は、相談や通報等を行った者から依頼を受け、子供の権利侵害に対し、調査・助言・調整などの対応を行います。活動の具体的な内容については、後述します。なお、必要に応じて東京都児童福祉審議会に事案の付議を求めることもできますが、事業を進めて行く中で課題となった点は専門員や事務局などの対応により改善が図られており、児童福祉審議会に事案の付議を求めたことはありません。

第3は、児童福祉審議会への子供本人による申し立て制度（以下「申し立て制度」という。）への対応です。令和4年度の児童福祉法改正に伴い、東京都においても申し立て制度が整備され、令和6年度より施行されています。専門相談事業では、申し立てが行われた事例について、調査や調整等の対応を行います。

第4は、子供自身や都民などへの広報活動です。この報告書の「第4 広報の状況」で詳しく説明します。

第5は、メッセージダイヤルを設置して、子供からのメッセージを受け付けることです。メッセージダイヤルは令和6年度末をもって廃止となりましたが、それまでのメッセージダイヤルの受け付け等について、後述します。

第6は、その他子供の権利擁護に関することに幅広く対応できる規定となっています。

このように、専門相談事業は、子供自身からの相談を受けることや、子供自身への広報活動、子供からのメッセージダイヤルの受付など、子供本人から相談できるように促し、子供が発信するSOSを受け止めることを重視している点が、大きな特徴となっています。

4 実施体制

(1) 専門員

専門員は、弁護士会の推薦を受けた子供の権利に携わる弁護士4名、児童福祉経験者3名（合計7名）が選任されています。それまで弁護士2名、児童福祉経験者1名（合計3名）としていた体制を令和6年度から増員し、現在の体制としています。

(2) 電話相談員

福祉に関する相談経験がある者、又は社会福祉（児童福祉等）、教育、心理に関し知識を有する者で構成されています。

(3) 子供の権利擁護調査員（以下「調査員」という。）

調査員は、専門員と同様に弁護士会の推薦を受け、毎年12名の弁護士が登録されています。調査員の活動については、専門員が教育機関・児童福祉施設等に訪問調査を行う際に、専門員からの依頼を受け同行訪問調査を行い、場合によっては報告書の作成などを行っています。

5 活動の具体的内容

(1) 電話相談

専門相談事業では、東京都内から無料で電話をかけられるフリーダイヤルにより電話相談を受け付けており、この電話相談を「東京子供ネット」と呼んでいます。相談時間は、平日（月～金曜日）は午前9時から午後9時まで、土・日・祝日

（12月29日から1月3日を除く。）は午前9時から午後5時までです。なお、子供たちにも携帯電話が普及したため、平成22年度より、携帯電話からも通話ができるようにしています。

電話相談には、子供の抱える多種多様な悩みが日々寄せられます。具体的な相談内容としては、子供同士のトラブルやいじめ、親子間でのトラブル等が中心となりますが、パソコンや携帯が普及している世相を反映した、インターネットに関わるトラブルの相談も増加しています。

(2) メッセージダイヤル（※令和6年度をもって廃止）

「東京子供ネット」では、電話相談員による電話相談の他に、子供たち自身が自分の体験や意見を自由に吹き込めるメッセージダイヤルを設置していました。これはフリーダイヤルに繋がると応答メッセージが流れ、子供たちが吹き込んだメッセージを録音することができ、また他の子供たちからのメッセージを編集したものを聴くこともできるものです。

メッセージの内容は、学校や家族についての悩みなど、様々です。その中でも特に多いのは、いじめに関する内容です。中には、いじめた側の子供がいじめられる側になったとき、「あんなことをやらなければよかったと後悔している。」といったメッセージなども吹き込まれていました。

このメッセージダイヤルは、開始当時に比べ、受付件数が大きく減少していたこと、また「親子のための相談LINE」等、いじめ・体罰・虐待等に関する相談窓口としての受け皿が様々に整備されている現状も踏まえ、令和6年度をもって廃止となり、その役割を終えました。

(3) 専門員相談

① 東京子供ネットからの引継ぎ

東京子供ネットに寄せられた電話相談のうち、子供の権利侵害に関する相談は、権利を侵害する相手があるため、電話相談だけでは解決に向かわないことがあります。電話相談だけでは解決が難しいと思われる場合は、専門員による対応を実

施しています。

7名の専門員は、子供の権利侵害事例の調査・調整を行います。なお、相談に当たっては、弁護士や児童福祉経験者としての専門性を活かすことはあっても、相談者側の代理人として活動することはありません。電話相談員が、中立的な第三者としての立場であることを相談者に説明し、そうした子供の権利擁護専門相談事業の趣旨を十分に御理解いただいた上で相談者が相談を希望した場合に、専門員に相談をつなげていきます。

専門員は、面接相談を実施し、子供の意思を確認した後、事前に関係機関（学校、施設等）に連絡を取った上で、関係機関を訪問し、事実の調査を行い、関係機関に対し、必要な助言を行います。また、当事者と関係機関との間に調整活動が必要な場合、訪問調査を繰り返したり、両者の話し合いに立ち会って助言したりするなどして、子供の権利が守られ、安心・安全が確保できる環境が整うよう努めます。相談内容によっては、児童相談所などの関係機関と連携を図るようにしています。

なお、調査を行う際には、聴取内容の客観性、正確性を担保するため、複数の専門員、又は調査員で当たるように心がけています。

専門員への相談は、特に初回では児童相談センターに来所して面接することが原則です。子供の声を重視する事業の趣旨から、保護者からの相談であっても、面接の際には子供にも来所してもらうよう求めます。

② はがきによる相談

子供が児童養護施設等に入所するときには、後述の「子供の権利ノート」（以下「権利ノート」という。）と一緒に相談はがきが配布されており、子供が直接相談できるようになっています。このはがきは専門員宛に届くこととなっており、専門員による対応を行っています。

はがきによる相談内容としては、施設内における子供同士のトラブル、職員とのトラブル、施設での生活に関する不満などが多いのが特徴で、中には施設内虐待に関する相談もあります。はがきを収受したときは、その対応方法を専門員が協議の上、状況に応じて専門員が相談のあった子供への対応を行うほか、必要に応じて福祉局子供・子育て支援部企画課権利擁護担当や児童相談所に通知等を行っています。

このようなケースでは、専門員は、子供から相談を聞くと共に、並行して施設長や施設職員からも事情を聞き、ケースによっては児童相談所の担当児童福祉司や担当児童心理司とも情報交換するなど連携を図ります。また、時間をおいて施設訪問を繰り返すなど必要な調査を重ねる中で、問題点を抽出して対応策を検討します。その上で、施設や担当児童福祉司らと対応策を協議し、子供の意向も聞きながら、問題点に応じた適切な助言をした上、その実行状況を見守る等の調整活動をします。

③ 相談用紙による相談

児童相談所が子供の一時保護を行ったときや児童養護施設等に一時保護を委託したときには、「一時保護児童のためのリーフレット（とても大切なあなたへ）（以下「とても大切なあなたへ」という。）」を子供たちに渡し、子供は大切にされる存在であること、困ったときは大人に相談してもよいことなどを説明してい

ます。また、「とても大切なあなたへ」と一緒に、子供が直接専門員に相談できる、「一時保護児童のための困りごと相談用紙（以下「相談用紙」という。）」を配布しており、専門員による対応を行っています。

相談内容としては、一時保護所での生活や職員の対応に関する内容、内面の悩み、担当福祉司に対する要望などです。相談用紙を収受したときは、その対応方法を専門員が協議の上、状況に応じて専門員が相談のあった子供への対応を行っています。

このようなケースでは、専門員は、子供から相談を聞くと共に、並行して保護所職員からも事情を聞いたり、ケースによっては児童相談所の担当児童福祉司とも情報交換するなど連携を図ります。その上で、子供の意向も聞きながら、各関係者に問題点に応じた適切な助言を行い、その実行状況を見守る等の調整活動を行います。また、被措置児童等虐待が疑われる場合など、必要に応じて、福祉局子供・子育て支援部企画課権利擁護担当や児童相談所に通知を行うこともあります。※一時保護児童のためのリーフレット（とても大切なあなたへ）及び一時保護児童のための困りごと相談用紙については、平成30年度より運用を開始しています。

（４）児童福祉審議会への子供本人申し立て制度

児童相談所の措置等に関する子供本人からの相談があった場合、専門員は事実関係や関係機関への助言・調整活動を行います。その上で、子供が児童福祉審議会に申し立てを行った場合は、必要に応じて調査を行い、又は調査・調整活動の経緯を取りまとめた上で、児童福祉審議会への報告を行います。なお、児童福祉審議会の審議結果の子供本人への報告については、児童福祉審議会委員と同席し行う役割も担っています。

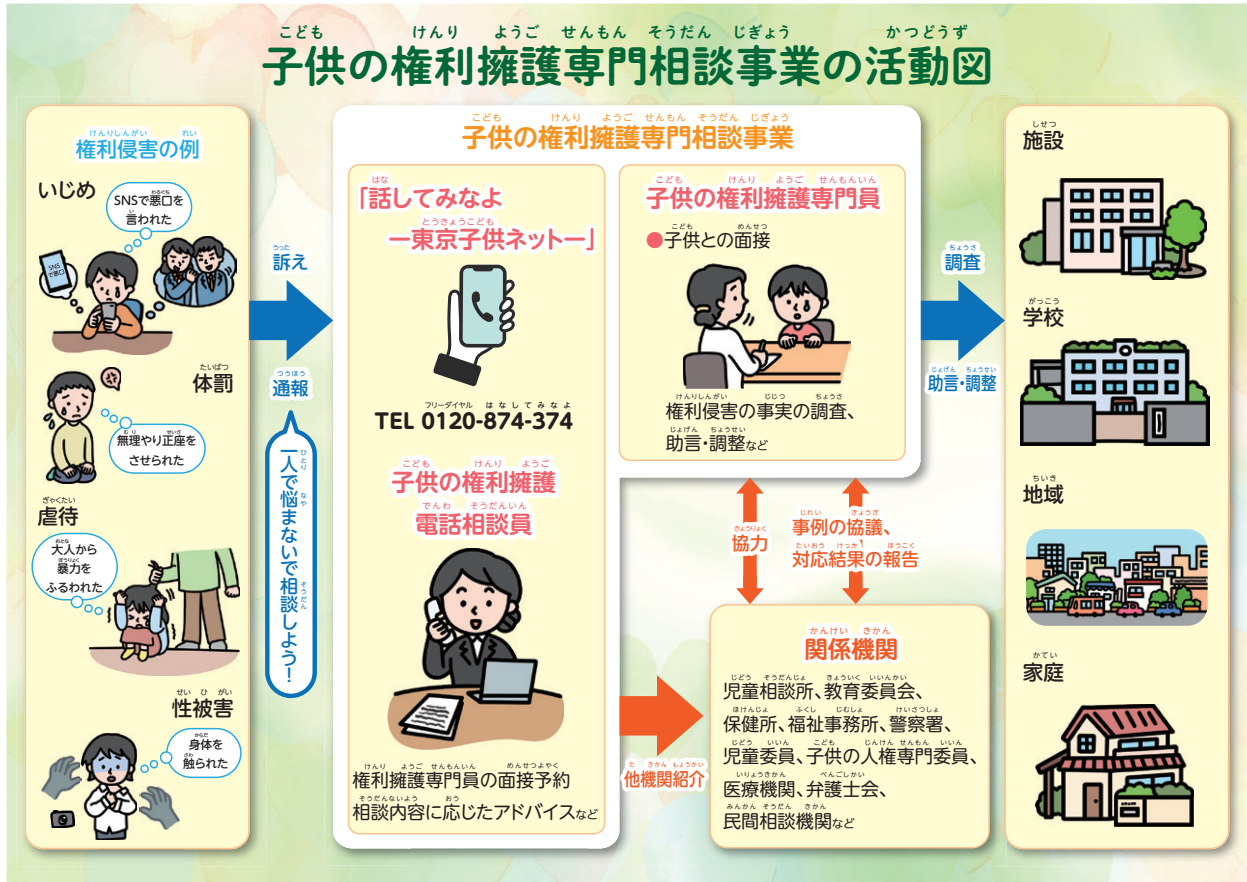
（５）専門員会議

月1回、専門員、電話相談員及び事務局職員、その他関係者が参加して、専門員会議を開催しています。会議では、電話相談や専門員活動の統計に関する報告、各相談事案に関する情報共有や方針の検討、広報活動の計画や報告、実施体制に関する改善案の検討などを行っています。

（６）施設見学等

専門員は、権利ノートやはがき及び相談用紙の配布・設置状況、活用状況を確認するため、調査員と共に不定期に児童福祉施設等を見学し、子供の権利擁護専門相談事業が活発に利用されるための方針を協議しています。

【 実施体制図 】



※ 専門員と関係機関は、相互に報告・連絡を密にし、問題解決に向けて活動しています。

① 関係機関との協力・協議等

既に関係機関が関わっている場合、必要に応じて、情報提供を受ける、ケース協議を行う、協働で取り組む等を行っています。

② 子供・子育て支援部企画課権利擁護担当への通知

施設内虐待等被措置児童虐待事例については、同担当に通知すると共に、必要に応じ協働して取り組んでいます。

③ 児童相談所への依頼

児童相談所による一時保護や措置（児童福祉施設入所、児童福祉司指導等）や関わりが求められる場合、担当の児童相談所に依頼します。

第3 令和4年度～令和6年度の活動報告

1 電話相談

東京子供ネットでは、フリーダイヤル（0120-874-374）により子供の権利に係るあらゆる相談を受けています。

過去の相談者別相談件数の割合は、下記「相談件数の推移」のとおりです。

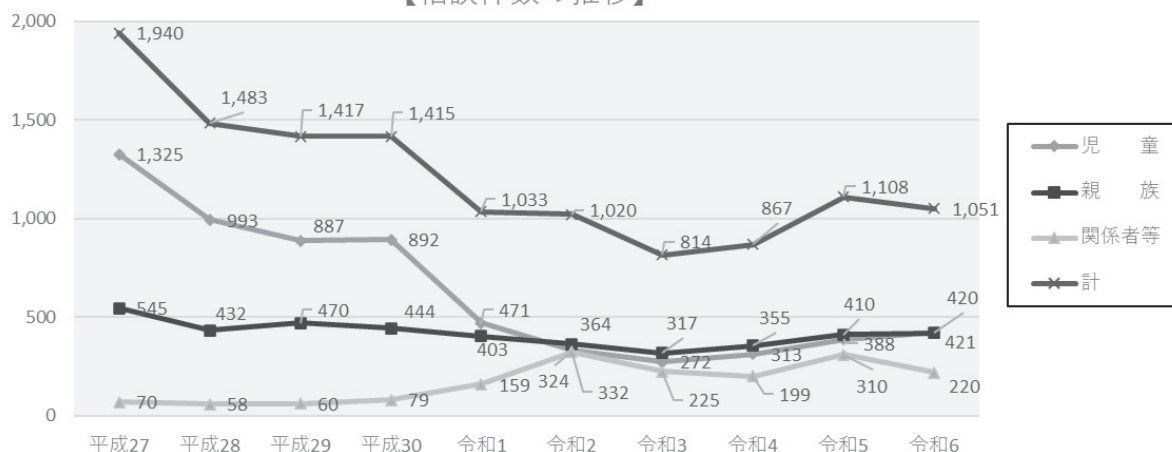
【平成24年度～令和3年度 相談件数の推移】 (件)

	平成 27	28	29	30	令和 1	2	3	4	5	6
児 童	1,325 (68.3%)	993 (67.0%)	887 (62.6%)	892 (63.0%)	471 (45.6%)	332 (32.5%)	272 (33.4%)	313 (36.1%)	388 (35.0%)	421 (40.1%)
親 族	545 (28.1%)	432 (29.1%)	470 (33.2%)	444 (31.4%)	403 (39.0%)	364 (35.7%)	317 (38.9%)	355 (40.9%)	410 (37.0%)	410 (39.0%)
関係者等	70 (3.6%)	58 (3.9%)	60 (4.2%)	79 (5.6%)	159 (15.4%)	324 (31.8%)	225 (27.6%)	199 (23.0%)	310 (28.0%)	220 (20.9%)
計	1,940	1,483	1,417	1,415	1,033	1,020	814	867	1,108	1,051

3年間を平均とした相談者の割合は、児童本人からが約37.0%、保護者・親族が約39.0%、関係者等が約24.0%となっています。約4割を占める児童本人からの相談では高校生や中学生からの相談が多く、虐待、いじめ、体罰など深刻な内容の相談もあります。(資料編「児童本人からの相談内容」及び「相談内容及び相談者別一覧」参照)。

そのような場合は、専門員につなぎ、対応することもあります。

【相談件数の推移】



2 専門員による活動

(1) 専門員への引継ぎとその後の活動状況

電話相談員が受けた相談のうち、専門員に引き継いだものについては、以下のとおりとなっています。なお、専門員による活動は、電話による相談に限らず、はがきや相談用紙による相談から開始されることもあります。

【相談総件数と専門員引継ぎ件数】

	相談総件数	権利侵害に関する相談件数①			引継ぎ件数②	割合 ②÷①	活動回数
		電 話	はがき	相談用紙			
4年度	983件	133件	29件	87件	31件	約12.4%	101回
5年度	1,250件	148件	37件	105件	58件	20.0%	138回
6年度	1,193件	161件	54件	88件	96件	約31.7%	286回

ア 引継ぎ件数

令和4年度から令和6年度までにおける権利擁護についての相談の中で、専門員に引き継がれた件数は、令和4年度は31件、令和5年度は58件、令和6年度は96件となっており、年々その件数は増えています。なお、平均すると約22%になります。

専門員に引き継がれたケースのうち、令和4年度では電話相談によるもの18件、はがきによるもの6件、相談用紙によるもの7件、令和5年度では電話19件、はがき13件、相談用紙26件、令和6年度では電話18件、はがき37件、相談用紙41件となっています。

イ 活動回数

専門員による活動内容としては、概ね、児童（又は保護者）との「面談」や「電話」と、関係する機関（学校、教育委員会、養護施設、児童相談所など）への「連絡」や「訪問」に分けられます。

それらの活動を専門員が行った回数は、令和4年度は101回、令和5年度は138回、令和6年度は286回でした。

(2) 専門員会議の開催

専門員7名、電話相談員2名、事務局4名、その他関係者が出席し、各年毎月1回（年12回）開催しています。

3 調査員による活動

専門員の調査に同行し、主に学校や教育委員会、児童福祉施設で調査等を行いました。
また、権利ノートやはがきの配布・設置状況、活用状況を確認するため、専門員と共に不定期に児童福祉施設等の見学も行う場合があります。

【活動内容】 (回)

	調査面談(学校等)	調査面談(施設)	施設見学
4年度	5回	6回	2回
5年度	20回	14回	2回
6年度	3回	21回	—

4 メッセージダイヤル

子供の性別は、女子生徒が大半で男子生徒のものは少ない状況です。また、メッセージダイヤル吹込み件数は令和4年度から令和6年度で平均して年間約253件程度あり、その中で編集できる内容のものを編集して、応答メッセージとして使用しています。

なお、4ページに記載のとおり、この事業は、令和6年度をもって終了しました。

第4 広報の状況

1 カードとリーフレット

子供の悩み等を気軽に相談できる電話相談の周知を図るため、カード及びリーフレットを作成し配布しています。令和6年度には、より子供に当事業をPRできるよう、カード及びリーフレットのデザイン変更を行っています。

(1) カードの配布

都内に在学している小学4年生、中学1年生及び高校1年生の全生徒に対し、毎年夏休み前後に学校を通して配布しています(参考資料「配布実績」参照)。また、子供家庭支援センターなどの関係機関にも約383,500枚配布し、広く周知しています。なお、東京子供ネットフリーダイヤルは、携帯電話からもかけられるようになっています。

【カード表】

【カード裏】



(2) リーフレットの配布

都内公立及び私立の全小・中・高等学校の教師用(約399,150枚)として配布するとともに、子供家庭支援センターや図書館、児童館等関係機関(約11,850枚)にも配布し、制度を周知しています。

【リーフレット】



なお、都立学校においてはデータでカード及びリーフレットを配布しています。

2 子供の権利ノート

権利ノートは、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホームに入所している又は、里親委託されている小学1年生以上の子供全てに、児童福祉司が内容を説明したうえ、配布しているものです。権利ノートには、子供が施設や里親宅で生活する際の17項目の権利が分かりやすく書かれているほか、施設外部の相談窓口についても記載しています。

また、現に施設等で生活している子供が小学1年生になったときと、中学1年生になったときに、児童福祉司から説明し、配布しています。入所後は、日々の生活の中で施設職員から説明をしたり、指導場面で活用をしています。

【権利ノート小学生用】



【権利ノート中高生用】



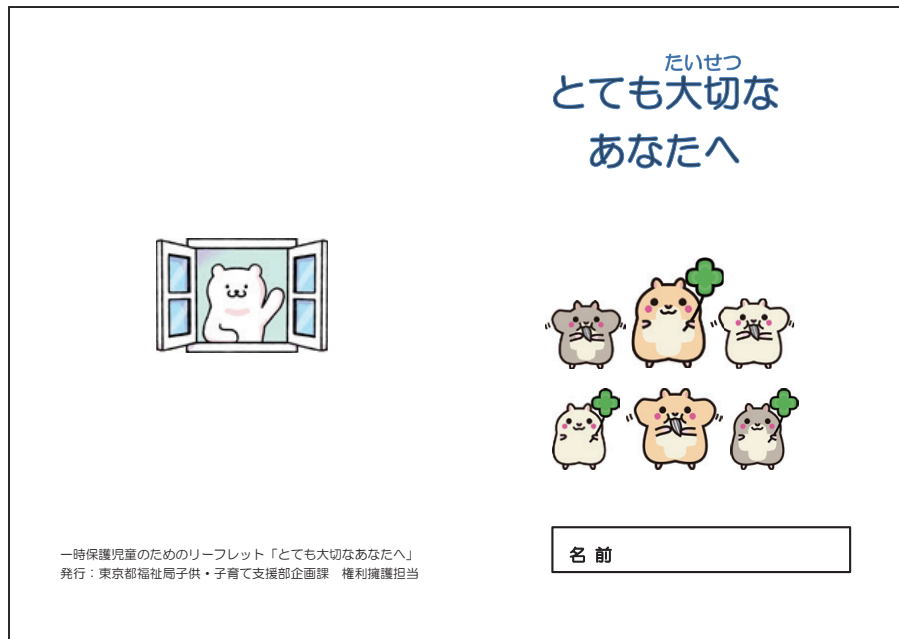
権利ノートに書かれている子供たちの権利

- ・ひとりの人として大切にされる権利
- ・なぜこれからこの場所で生活するのか知る権利
- ・これから生活する場所について知る権利
- ・あなたのことがどのように考えられているのか知る権利
- ・あなたの意見や希望を言う権利
- ・プライバシーが尊重される権利
- ・いろいろな情報や考え方を知る権利
- ・心と体の健康が守られる権利
- ・趣味やレクリエーションを楽しむ権利
- ・体罰やいじめ、いやな思いをしない権利
- ・性的にいやなことをされたり、言われたりすることから守られる権利
- ・あなた自身や家族のことについて知る権利
- ・家族と交流する権利
- ・自分の物を持つ権利
- ・いろいろな教育を受ける権利
- ・自由に考えたり信じたりする権利
- ・いろいろな人と交際する権利


4 一時保護児童のためのリーフレット（とても大切なあなたへ）

一時保護児童のためのリーフレット（とても大切なあなたへ）（以下「とても大切なあなたへ」という。）は、児童相談所が一時保護（児童養護施設等への一時保護委託を含む。）を行った幼児以上の子供全てに、児童福祉司が内容を説明した上、配布しているものです。とても大切なあなたへには、子供は守られる存在ということや、困ったときは大人に相談して欲しいということが、分かりやすく書かれているほか、児童相談所の職員以外に相談したい場合の相談先についても記載しています。


【とても大切なあなたへ 表（小中高生向け）】




【とても大切なあなたへ 裏（小中高生向け）】

 **あなたへのメッセージ**


- あなたはこの世界にたった一人しかない大切な人です。あなたには **幸せに暮ら**、**安心安全に暮らす**「権利」(してよいこと、しなくてよいこと)があります。
- 困ったこと、わからないこと、不安なことがあったら、周りの大人に話してください。周りの大人はあなたを**全力**で守ります。
- あなたと同じように、あなたと一緒に生活する一人ひとりの権利も大切にされます。そのためのルールやマナーを守り、お互いを大切にしてください。

 **もしこんなことがあったら・必ず大人に相談してください**

- たたかれたり、けられたりする。暴力をふるわれる。
- 胸や性器を触られる、いやらしいことをされたり、言われたりする。
- ご飯を食べさせてもらえない。ほったらかしにされる。
- 心が痛つくようなことを言われる。
- 無視されたり、差別されたりする。
- ほかに子にいじわるされたり、いじめにあったりしている。



 **相談する方法は？**

- 施設の大人（職員）や担当の児童福祉司・心理司に相談することができます。
- 文字で伝えたい場合やほかの大人（子供の権利擁護専門員）に相談したいときは、困りごと相談用紙（ピンク色の用紙）に書いてください。
- ★ 困りごと相談用紙を書いたら封をして保護所内の投函箱へ入れてください。
- 施設の大人（職員）や担当の児童福祉司・心理司に手渡すこともできます。

 **例えば、こんなふうに相談してください**

私は、〇〇一時保護所にいますが、〇〇さんから、〇〇のような嫌なことをされました。

このことを相談したいので、話を聞いてください。

【とても大切なあなたへ 表（幼児向け）】


とてもたいせつな あなたへ




一時保護児童のためのリーフレット「とてもたいせつなあなたへ」
発行：東京都福祉局子供・子育て支援部企画課 権利擁護担当


なまえ

【とても大切なあなたへ 裏（幼児向け）】




あなたへのおしらせ

- あなたは、このせかいにひとりしかいない、とてもたいせつなことです。
- こまったこと、つらいこと、なんでもおとなに、おはなししてください。あなたをまもります。




**こんなことをされたら・・・
おどなのひとに、おしえてね**

- ぶったり、けったり、いたいことをされる。
- ごはんや、おやつをもらえない。
- おはなしを、きいてもらえない。
- からだをさわられる。さわられる。
- いやなこと、こわいことをむりやりやらされる。




**こまっていることを
おてがみにかいてください**


- こどもがこまっていることをきいて、いっしょにかんがえてくれるおとなに、おてがみをかけます。
- かきかたは、ほごしょのおとなにきいてね！



**どうやって、おはなししたいのか？
こんなふうにおはなししてね**



私は、〇〇さんから、いやなことをされました。きいてください。



5 一時保護児童のための困りごと相談用紙

とても大切なあなたへと一緒に専門員宛ての相談用紙を配布し、子供が直接悩みなどを相談できるようになっています。この相談用紙は、子供が自由に記入して封印し、各保護所に設置されている意見箱に投函できるようになっています。

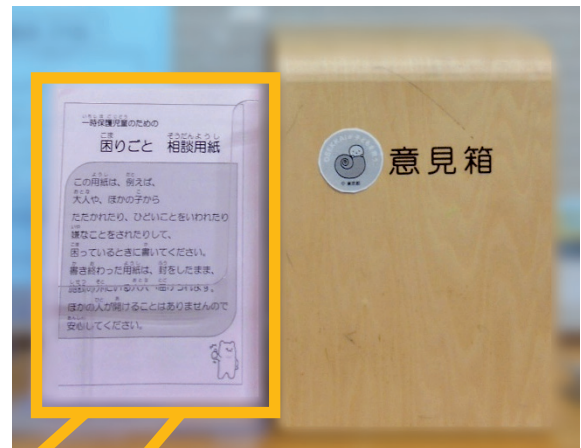
相談用紙が届いた場合は、子供の希望を踏まえ、専門員が保護所を訪問し、子供から直接話を聞き問題解決に向けて子供や職員に対し助言します。また、相談内容によっては、児童相談所の担当児童福祉司と協議し、協働して対応する場合があります。

なお、相談内容から保護所内での虐待が疑われる場合には、福祉局子供・子育て支援部企画課権利擁護担当に通知するなど、適切に対応しています。

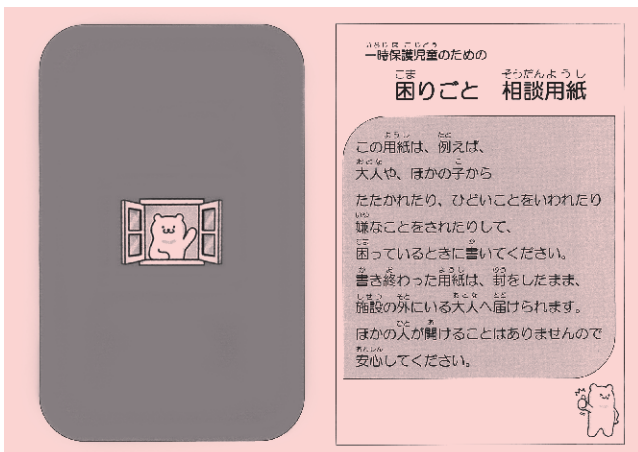
【困りごと相談用紙の説明ポスター】



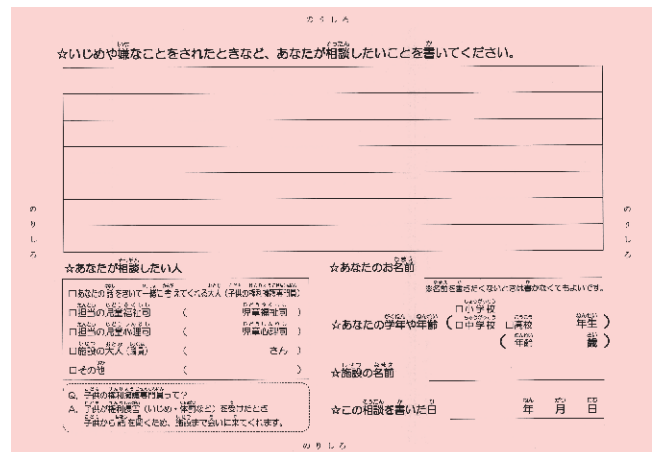
【設置されている意見箱】



【困りごと相談用紙 表】



【困りごと相談用紙 裏】



※ 相談者等のプライバシーに配慮して、事例内容は省略しております。

第5 電話相談及び専門員活動の事例

令和4年度から令和6年度までにおけるケースをいくつか紹介します。ケース関係者のプライバシーに配慮するため、事案や活動内容は実際のものとは異なっております。

1 電話相談の事例

(1) いじめに関する相談事例

相談員は、当事者からの相談に、学校や保育園等の先生やスクールカウンセラーなどの身近な大人に相談することを促しつつ、勇気を出して電話してくれたことを労い、我慢しないで誰かに話すことはとても大事だと伝えています。また、保護者からの相談の場合には、子供本人の気持ちを尊重することに加え、教育委員会、児童相談所、福祉課などの第三者機関へ働きかけるように助言します。それでも改善がなされない場合は専門員による面接相談等につなげ、よりよい方向に進むように対応しています。

(2) 友人関係の相談事例

相談員は、子供本人の語りを否定せず、丁寧に受け止めて聴いていきます。そのうえで、子供自身が選べる方法（手紙、会話、距離の取り方など）を一緒に考え、小さな成功体験を積み重ねられるよう支援します。また、学校や家庭で居場所がない場合は、学校教員やスクールカウンセラーといった大人の力を借りること、また安心できる第三者の場や人とのつながりを提案し、孤立を防ぐことを促します。

(3) インターネットトラブル・犯罪被害の相談事例

相談員は、本人の気持ちを尊重し、加害とされる場合でも責めず、状況を一緒に振り返り、冷静に整理する支援を行います。必要に応じて第三者機関への相談も促します。また保護者からの相談には、親子関係の見直しや対話の機会を提案します。依存や暴力が見られる場合は、専門機関を紹介し相談するように助言しています。

(4) 家庭内トラブルの相談事例

本人が家庭内で暴力や精神的な圧力に苦しんでいる場合、相談員はまず本人の安全を最優先に考え、児童相談所や信頼できる第三者機関への相談を勧めます。保護者に知られる不安がある場合は、匿名相談や学校を通じた支援など、本人が安心して話せる方法を提案します。保護者には、感情的な言動が子供に与える影響を伝え、冷静な対応と対話の見直しを促します。必要に応じて、家庭支援センターや心理支援機関へのつなぎを提案し、子供が安心できる環境づくりを支援します。

(5) 学校関係の相談事例

相談員は、まず保護者の感情を受け止めつつ、子供の気持ちと安心できる環境づくりを最優先にするよう促すようにしています。学校や教員への不信感があっても、子供が日々どんな思いで過ごしているかに目を向け、子供自身の声を尊重する姿勢を共有します。保護者の訴えが正当であっても、怒りが前面に出ると支援が届きにくくなるため、冷静な対話と記録の活用を勧め、子供にとって最も良い支援につながるよう一緒に考える姿勢で相談に臨んでいます。

(6) 専門員につなげた事例

当事業では、子供の権利侵害に関する相談に対して、電話相談での対応に限界があると判断された事例については、専門員の面接相談へつないでいます。面接相談につながる事例は、子供たち本人からの相談よりも保護者からの相談事例が圧倒的に多く、その大部分は問題が深刻化しているものです。そのような状況における問題解決の突破口として、専門員が子供の気持ちや意思を踏まえつつ、中立な第三者として活動しています。この活動は子供の権利を守るために極めて大きな役割を果たしています。

2 専門員活動の事例

(1) 学校等の対応に関する相談

(2) 施設入所中の児童からの相談

(3) 一時保護中の児童からの相談

3 専門員よりメッセージ

～専門員の役割～

専門員Aより



専門員として活動させていただく中で、多くの施設にお邪魔をし、多くの方々にお会いする機会がありました。昨今、人口構成や社会構造が変化する中でケア人材の不足が深刻な社会問題となっており、どの施設においても、十分な働き手を得ることができない状況にあります。そのような中でも、日々、子ども達と向き合い、奮闘されている児童相談所や一時保護所、児童養護施設を含む各施設、教育機関などに勤務されている教職員のほか、里親など社会資源になってくださっている関係者の方々に、まずもって敬意を表したいと思えます。いつもありがとうございます。

昨年、ある児童福祉司の方が「専門員から子ども本人にエンパワーメントしていただき、本当にありがたい。いろいろな関係者が子どもと直接、関わってくれる制度は、ありがたい」とおっしゃってくださったことが、嬉しい記憶として、とても印象に残っています。私たち専門員は、子ども達の声が届けるお手伝いをさせてもらっていますが、必ずしも、各施設の職員や関係者の皆様と対立関係にあるわけではありません。子どもたちと向き合う仕事には、綺麗事だけではすまない様々な苦労があると認識しています。職員や関係者の皆様の声を受け止めつつも、子ども達の気持ちを中心にしながら一緒に問題解決に向けたアイデアや知恵を出し合い、子ども達の権利や意思、安全・安心が守られる社会をつくることのお手伝いができれば良いなと思っています。今後とも、当事業へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

～子どもの権利擁護の一側面～

専門員Bより

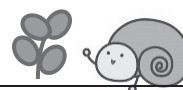


この事業に携わるまで、子どもの権利擁護という内容について、児童相談所では業務のほとんどの内容が権利擁護であるという認識でした。そのため、子どもソーシャルワークと権利擁護は同等の意味であると思っていました。ただそれだけでは、子どもの権利擁護を保障できていない現実があるので、専門員という役割が存在するのでしょう。

例えば、児童相談所の援助方針に対して、納得がいかない場合、子どもにとって最善の利益という観点と、子どもの意見表明という観点に違いがある場合の対応について、どのようなイメージで考えていけばいいか思案中です。

このような段階で、心掛けたいと思うことは、子どもや関係者から話をよく聞くこと、先入観を排除して、ニュートラルな気持ちで対することです。そのうえで、それぞれから見た事実を整理して、必要があればそれぞれに働きかけたり調整活動をしたりすることができればいいなと思っています。

子どもが救われることは、親も関係者も社会も救われることにつながると考えています。



専門員は、悩んでいると声を上げてくれた子どもの話を聴きに行き、子どもが何に困っているのか、その悩みをどうしたいのか、だれにどう伝えてほしいのかを一緒に考えるのが役割だと思って、活動してきました。専門員事業で扱う子どもの悩みは様々で、入所している施設的环境や職員への不満もあれば、学校との間の関係性への悩みなど色々ありました。悩みを抱えている子どもたちが、勇気を出して、意見を聞いてもらおうと発信することは本当に素晴らしいことだと思います。

他方で、日々、子どもに関わっていただいている大人からすれば、毎日、一生懸命向き合っている子どもが、外部の、しかも、いつもうるさい東京都に所属しているよく筋の分からない専門員に悩みを相談するということは、やや抵抗があるかもしれないと思っていました。

ところが、実際に専門員として活動していると、子どもの話を聴くのは当然ですが、同じくらいに大人の話も聴かせていただきます。時には、両者の言い分が異なることもありますが、専門員が両者から話を聴きとることで、関係性が解きほぐせるというケースもあるように感じています。また、子どもと大人が同じ悩みを抱えていて、その悩みを専門員が、他の第三者との間で調整活動をするというようなケースもありました。

東京都子供の権利擁護専門相談事業は、子どもの意見表明のための制度ではありますが、その点を忘れてはいけません。関係者の皆さんの話も聴かせていただき、一緒に悩みたいと思っています。

いつも本事業にご協力いただき、子どもたちが声を上げやすい環境を作っていただいていること、本当に感謝いたします。意外と忘れがちですが、専門員は子どもの代理人ではなく、公正中立を旨として活動しています。

怖がらずに、がんが子どもたちに、些細なことでもはがきや相談用紙を書くようにお伝えください。すぐに話を聴きに行きます。



東京都子供の権利擁護専門相談事業は、子どもの意見表明支援を支える事業です。ここでいう「子どもの意見表明支援」とは、単に子どもの話を聞く、ということではありません。子どもが自分の関わることについて意見や考えを持ち、それを安心して表明する、そして意見はきちんと受け止められ、扱われる、そのプロセスを支えることをいいます。

とりわけ、社会的養護下にある子どもたちの多くは、人権を侵害された経験を持ちます。それゆえ、大人への信頼感も乏しく、「大人に何か言っても無駄だ」と考えている子どもは多いです。そうした子どもたちがそれでも、専門員に「話を聞いてほしい」と発信するこ

とは、彼らなりに状況と向き合い、生き延びようとする切実な表現といえます。

子どもたちは、自分の意見が軽く扱われた経験を重ねることで、次第に語ること自体を止めてしまいます。大人はそれを「納得した」と受け止めることがあります。そうではなく諦めです。一方で、たとえ結論が希望どおりでなくても、「きちんと聴いてもらえた」「理由を説明してもらえた」という経験は、子どもに確かな手応えを残します。この積み重ねが子どもの尊厳と権利を守る実践になる、ということを当事業の活動を通じ再認識させてもらいました。

一方で、活動を通じ心がけていたことは「支援者支援」です。児童相談所や児童養護施設の職員らが、安心して業務に従事できなければ、結局は子どもに不利益が及ぶからです。専門員が話を聞くことで多忙な職員の負担軽減であったり、職員と子どもの間でトラブル等が生じているのであれば、間に入って調整を図る、ということも当事業の大切な役目といえます。子どもの権利擁護のために必要なのは対立ではなく調整・協働なのです。これからも当事業が、子どもの味方であると同時に、子どもを守る大人の味方であることを願っています。活動を支えてくださったすべての皆様、そして出会った子どもたち、多くの気づきと学びをありがとうございました。

～子どもの声を聴くということ～

専門員Eより



子供の権利擁護専門員のところには、保護者からの相談のほか、子どもたちからたくさんのお手紙が届きます。そこには、子どもたちが感じている不安や悩み、大人に話したいこと等が書かれています。専門員はこのお手紙をきっかけに活動を始めますので、子どもたちにはお手紙を書いてくれてありがとうと伝えています。

面会に行った時の子どもたちの反応には個性が出ます。「待っていました！」と言わんばかりに勢いよく話し始める子、ノートを見ながらゆっくり話す子、ポツリポツリと話を始める子、途中で涙を流す子、お絵描きをしながら話す子…色々な子どもがいますが、どの子にも共通するのは、専門員に話したいことがある、聞いてほしいことがあるということです。子どもたちは、自分の将来や家族・友人との関係について懸命に考え、それを聞いてもらいたいと思っているのです。専門員は、こうした子どもたちの声を聞き、必要があれば関係者に子どもの意見を伝え、調整活動を行う役割を担っています。

大人は経験を基に「正しい」と思われる答えを子どもに示しがちですが、子どもは一人ひとり異なる考えを持っていて、それぞれ状況も異なりますから、全ての子どもに正解となる答えはありません。その都度、子どもの声を聴いて、その子にとって何がよいのかを考えていくことが必要になります。また、子どもには大人がどうしてそのように考えたのかをわかりやすく伝えることが大切です。すでに実践してくださっている方が多いと思いますが、それでも子どもとの間で行き違いが生じることはあります。そのようなとき、専門員が子どもとの面会に訪れましたら、子どもの声を聴くチャンスだと考え、上手に活用していただけたら幸いです。



子供の権利擁護専門員は、子どもの「気持ち、意見」を聴くひとです。おとなにうまく伝えられず、思い通りにならなくて困っている子どもたちと出会う仕事です。

なにが「不満」なのか、ほんとうのことを言えない子どもがいます。

言いたいことが「わからない」という子どももたくさんいます。そういう時は、雑談したり、好きな絵を描いてもらったり、トランプや双六をして一緒に遊んだり、子どもとの信頼関係を築くための時間を設け、子どもたちが話してくれるまでじっと待ちます。

子どもの権利条約第12条には、子どもに影響を与えるすべての事柄について、自由に意見を表明する権利が子どもにある、と規定しています。また、子どもの年齢や成熟度に応じて、意見が正当に尊重されなければならない。そして子どもが直接、意見を聴かれる機会を与えられることが大切であると定めています。

たとえば、一時保護所は、親の暴力から守られ安全に保護される一方で、異年齢の子どもたちの集団生活を維持するためのいくつかの規則があったりします。閉じられた環境で入所期間が長期化したり、子どもたちの入れかわりが激しくて不安になったり、ストレスがたまって職員に「不満」をぶつける子どももいます。

非行などの行動上の課題を抱える子どもたちが入所している児童自立支援施設では、行動を制限した「枠のある」生活プログラムを設定していて、それになじめない子どもも多くいます。

(必ずしも子どもの思い通りになるわけではないのですが) 子供の権利擁護専門員は、子どもの意見表明支援とともに、意見を実現していく支援も求められます(もちろん権利侵害が発見されればただちに改善を求めます)。

まず、子どもの「気持ち、意見」を何度も聴いて、おとなに子どもたちの「不満」を(どんな小さなことでも子どもの理解を得たうえで)伝えていきたいと思います。そして、子どもとおとなとの間で、規制や制限の意味について意見が活発に交わされ、対話する雰囲気広がることを期待しています。

子どもの意見表明支援は、2019年、千葉県野田市で父親から虐待を受けて亡くなった女兒が、「家に帰りたくない」、「先生(父からの暴力) どうにかできませんか」と訴えたのに、おとながその声を聴いてあげられなかったことがきっかけとされています。

「子どものわがままな意見ばかり聴いてたんじゃ何もできない」というおとなもいるでしょう。それではどこまでも、おとなと子どもの心の距離は離れていくばかりです。子どもの声を聴く権利擁護活動が、子どもたちの幸せを願うだけでなく、おとなと子どもの関係性をつむいでゆくきっかけになっていくことを願っています。

資料

子供の権利擁護専門相談事業実施要綱

平成 16年 4月 1日
15 福子計第1982号決定
最終改正 令和 6年4月1日
6 福祉子企第62号決定

(目的)

第1条 子供への虐待、いじめ、体罰等の権利侵害の問題が生じている中、子供の権利に関する専門的な相談と権利侵害への具体的な対応等を行うことにより、子供の福祉向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 子供の権利擁護専門相談事業は、次の号に掲げる内容とする。

- (1) 子供からの直接の相談、都民や関係機関等からの子供の権利侵害に係る通報等を受け、相談対応を行うこと。
- (2) 相談や通報等を行った者（以下「相談者等」という。）からの依頼を受け、子供の権利侵害に対し、調査・助言・調整など具体的な対応を行うこと。
- (3) 児童相談所の措置等に関する子供本人からの相談について対応すること。また、子供本人が児童福祉審議会へ申立てた事例について、調査・調整等の対応を行うこと。
- (4) 子供をはじめとする都民等への子供の権利擁護についての広報活動に関すること。
- (5) 子供からのメッセージダイヤルに対応すること。
- (6) その他子供の権利擁護に関すること。

(実施体制)

第3条 子供の権利擁護専門相談を実施するため、子供の権利擁護専門員（以下「専門員」という。）、子供の権利擁護調査員（以下「調査員」という。）及び子供の権利擁護電話相談員（以下「電話相談員」という。）を置く。

(子供の権利擁護専門員の職務)

第4条 専門員は、職務を遂行するにあたって公正中立を旨とし、電話相談員が受けた相談のうち、困難な事例について、電話相談員への助言を行うとともに、必要と認めるときは、問題解決を図るため、事実関係の調査、関係機関等への助言・調整活動を行う。

- 2 専門員あてのはがきや一時保護児童のための相談用紙等による相談に対応するとともに、必要と認めるときは、問題解決を図るため、事実関係の調査、関係機関等へ

の助言・調整活動を行う。

- 3 児童相談所の措置等に関する子供本人からの相談について、事実関係の調査、関係機関への助言・調整活動を行う。また、子供本人が児童福祉審議会への申立てを行った事例について、必要に応じ調査を実施し、又は調査・調整活動の経緯を取りまとめ、児童福祉審議会に対し報告を行う。なお、児童福祉審議会への申立てに関する調査・調整活動等については、児童福祉審議会の調査活動の一環として行うものである。

さらに、児童福祉審議会の審議結果の子供本人への報告については、児童福祉審議会委員と同席し行う。

- 4 専門員は、第1項、第2項及び第3項に定める活動を行うにあたり、児童相談所などの関係機関等の協力を求めることができる。なお、第3項の内、子供本人が児童福祉審議会への申立てを行った事例については、児童福祉法第8条第5項に基づき、児童相談所から調査活動に必要な範囲で文書により情報提供を求めることができる。
- 5 専門員は、都の児童相談所が措置等を行う子供の権利侵害に係る相談や通報等について、必要と認めるときは、相談者等の意向を確認したうえで、東京都児童福祉審議会へ諮問するとともに、調査結果等を提供することができる。
- 6 専門員は、専門員会議を開催し、第7条の各号に定める事項を合議すること。
- 7 その他専門員に関して必要な事項は、別に定める。

(調査員の職務)

第5条 調査員は、専門員が行う第4条第1項、第2項及び第3項に定める事実関係の調査を補佐する。

- 2 その他調査員に関して必要な事項は、別に定める。

(電話相談員の職務)

第6条 電話相談員は、子供からの直接の相談及び都民等からの通報等の電話を受け、相談対応を行う。また、電話相談員による対応が困難な場合等には専門員へ事例を引継ぐほか、権利侵害以外の相談等については、他の機関等への紹介などの業務を行う。

- 2 その他電話相談員に関して必要な事項は、別に定める。

(専門員会議)

第7条 子供の権利擁護専門相談事業において、次の各号に掲げる事項について、専門員が合議し、決定する。

- (1) 第4条第1項、第2項、第3項及び第5項に定める職務についての対応方針等に関すること。
- (2) 事業活動の成果及び課題等を取りまとめること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(子供の権利擁護電話等の設置)

第8条 子供からの直接の相談、都民や関係機関等からの子供の権利侵害に係る通報等及び子供からのメッセージに対応するため、子供の権利擁護電話等を設置する。

2 子供の権利擁護電話等に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 この事業に関する事務局を、東京都児童相談センターに置く。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

専門員名簿

氏名	所属	就任期間
守屋 美保	弁護士(第一東京弁護士会)	令和 3年4月 ~ 令和 5年3月
三枝 恵真	弁護士(東京弁護士会)	令和 4年4月 ~ 令和 6年3月
打越 雅祥	児童福祉経験者	令和 4年4月 ~
佐藤 省吾	弁護士(第二東京弁護士会)	令和 5年4月 ~ 令和 7年3月
福田 笑美	弁護士(東京弁護士会)	令和 6年4月 ~
大野 健一	弁護士(東京弁護士会)	令和 6年4月 ~
人見 愛	弁護士(第一東京弁護士会)	令和 6年4月 ~
伊藤 くるみ	児童福祉経験者	令和 6年4月 ~
山本 翔	弁護士(第二東京弁護士会)	令和 7年4月 ~
松村 茂	児童福祉経験者	令和 7年10月 ~

調査員名簿

氏名	所属	就任年度		
		4年度	5年度	6年度
小田島 良磨	弁護士(東京弁護士会)	○	○	○
大島 直也		○	○	○
長和 竜平		○	○	○
貴志 秀之		○	○	
中邨 仁		○	○	
金子 美晴		○		
北條 友里恵			○	○
米本 泰基				○
小森 彩乃				○
人見 愛		弁護士(第一東京弁護士会)	○	
太田 史子	○			
前田 俊斉	○			
近藤 正篤			○	○
成嶋 悠子			○	○
勝浦 貴大			○	○
佐藤 省吾	弁護士(第二東京弁護士会)	○		
阿南 賢人		○	○	
大西 龍		○	○	○
神垣 真歩			○	○
服部 幸太郎				○

子供の権利擁護カード・リーフレット配布実績

年 度	カード		リーフレット	
	配布先	配布数量(枚)	配布先	配布数量(枚)
平成 27年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	384,200	全小学校・中学校・高等学校 2, 675校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	42,000
28年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	385,700	全小学校・中学校・高等学校 2, 659校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	41,800
29年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	384,140	全小学校・中学校・高等学校 2, 667校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	41,890
30年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	353,470	全小学校・中学校・高等学校 2, 661校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	40,530
令和 元年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	385,880	全小学校・中学校・高等学校 2, 659校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	40,610
2年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	391,000	全小学校・中学校・高等学校 2, 652校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	41,000
3年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	389,210	全小学校・中学校・高等学校 2, 652校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	40,895
4年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	386,430	全小学校・中学校・高等学校 2, 465校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	40,915
5年度	全小学校4年生 全中学校1年生・私立高等学校1年生 (*都立高等学校1年生 電子データ配布) 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	450,220	全小学校・中学校・高等学校 2, 279校 (*都立高校、電子データ配布) 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	38,720
6年度	全小学校4年生 全中学校1年生・私立高等学校1年生 (*都立高等学校1年生 電子データ配布) 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	383,500	全小学校・中学校、私立高校 2, 201校 (*都立高校、電子データ配布) 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	411,000

*令和6年度は、カード、リーフレットをリニューアルしているため、児童にも配布している。

児童本人からの相談内容（令和4年度～令和6年度）

区分	年度	権 利 擁 護 相 談												その他	合 計		
		いじめ			体 罰			虐 待			その他						
		電話	相談用紙	はがき	電話	相談用紙	はがき	電話	相談用紙	はがき	電話	相談用紙	はがき		電話	電話	相談用紙
幼 児	4	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	3	5	1	1
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0
小学生 低学年	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	23	25	6	6
	5	3	0	0	2	0	0	5	0	0	0	5	5	19	29	5	5
	6	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	10	8	14	15	10	8
小学生 高学年	4	4	0	1	1	0	0	13	0	0	0	16	3	39	57	16	3
	5	6	1	0	1	0	0	12	0	0	2	30	5	58	79	30	5
	6	13	1	1	2	0	0	10	1	0	6	21	8	55	86	21	8
中学生	4	5	1	0	1	1	0	8	0	0	3	35	13	74	91	34	13
	5	6	0	0	0	0	0	12	0	0	2	23	22	88	108	22	22
	6	15	1	1	1	0	0	8	5	0	4	38	25	79	107	38	25
高校生	4	4	0	1	0	0	0	11	0	1	2	11	5	94	111	11	5
	5	7	0	0	0	0	0	6	0	0	3	33	3	122	138	31	3
	6	4	0	0	0	0	0	7	1	0	5	12	12	147	163	12	13
その他	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	18	0	21	24	19	1
	5	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	14	2	28	32	17	2
	6	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	7	1	39	44	7	0
合 計	4	16	1	2	2	1	0	36	0	1	5	87	29	254	313	87	29
	5	23	1	0	3	0	0	36	0	0	9	105	37	317	388	105	37
	6	32	3	3	3	0	0	31	8	0	15	88	54	340	421	88	54

相談内容及び相談者別一覧（令和4年度合計）

相談経路	児童性別	相談内容										専門員 引継ぎ 件数	メッセ ジダイ ナル受 付件数		
		権利擁護についての相談					その他の 相談等		男女 別 合計	合計	相談 者 別%				
		いじめ	体罰	虐待	その他	小計	計	計							
児童本人	幼児	男						2		3		5	0.6%	31	
		女	1		1		2								
	小学低	男	1				1		2	8	23	9	2.9%		
		女	1				1			15		16			
	小学高	男	2	1	2		5		18	15	39	20	6.6%		
		女	2		11		13			24		37			
	中学	男	5	1	1	2	9		17	50	74	59	10.5%		
		女			7	1	8			24		32			
高校	男	3		5		8		17	71	94	79	12.8%			
	女	1		6	2	9			23		32				
その他	男			2		2		3	17	21	19	2.8%			
	女			1		1			4		5				
小計	男	11	2	10	2	25		59	161	254	186	36.1%			
	女	5		26	3	34			93		127				
親族	父	男	2				2		4	26	38	28	4.8%	活動 回数	237
		女	1		1		2			12		14			
	母	男	19	2	6	5	32		45	135	247	167	33.7%		
		女	9		3	1	13			112		125			
	その他	男			3	1	4		6	7	15	11	2.4%		
		女	1		1		2			8		10			
	小計	男	21	2	9	6	38		55	168	300	206	40.9%		
		女	11		5	1	17			132		149			
関係者等	施設	男			1		1				1	1	0.1%	101	
		女													
	学校	男							1		6	7	0.8%		
		女			1		1								
	その他	男	1		8		9		17	138	174	147	22.0%		
		女			7	1	8			36		44			
小計	男	1		9		10		19	138	180	148	23.0%			
	女			8	1	9			42		51				
男女別合計	男	33	4	28	8	73		133	467	734	540	100%	31	101	
	女	16		39	5	60			267		327				
合計		49	4	67	13	133			734		867				
相談内容別%		5.7%	0.5%	7.7%	1.5%	15.3%			84.7%		100%				
令和4年度累計		49	4	67	13	133			734		867			237	

相談内容及び相談者別一覧（令和5年度合計）

相談経路	児童性別	相談内容										専門員引継ぎ件数	メッセージダイヤル受付件数		
		権利擁護についての相談						その他の相談等		男女別合計	合計			相談者別%	
		いじめ	体罰	虐待	その他	小計	計		計						
児童本人	幼児	男							2	2	2	2	0.2%	58	
		女													
	小学低	男	1	1	2		4	10	8	19	12	29	2.6%		
		女	2	1	3		6		11		17				
	小学高	男	3	1	5	1	10	21	17	58	27	79	7.1%		
		女	3		7	1	11		41		52				
	中学	男	3		11	2	16	20	59	88	75	108	9.7%		
		女	3		1		4		29		33				
	高校	男	7		5	2	14	16	113	122	127	138	12.5%		
		女			1	1	2		9		11				
その他	男	1			2	3	4	25	28	28	32	2.9%			
	女			1		1		3		4					
小計	男	15	2	23	7	47	71	224	317	271	388	35.0%			
	女	8	1	13	2	24		93		117					
親族	父	男	5				5	11	25	47	30	58	5.2%	活動回数	288
		女	3		1	2	6		22		28				
	母	男	20	2	1	1	24	39	164	285	188	324	29.2%		
		女	13		1	1	15		121		136				
	その他	男			1		1	4	10	24	11	28	2.5%		
		女	1		2		3		14		17				
	小計	男	25	2	2	1	30	54	199	356	229	410	37.0%		
		女	17		4	3	24		157		181				
関係者等	施設	男											138		
		女													
	学校	男			1		1	2	2	6	3	8			0.7%
		女			1		1		4		5				
	その他	男	4	1	9		14	21	245	281	259	302			27.3%
		女	1		6		7		36		43				
小計	男	4	1	10		15	23	247	287	262	310	28.0%			
	女	1		7		8		40		48					
男女別合計		男	44	5	35	8	92	148	670	960	762	1108	100%		
		女	26	1	24	5	56		290		346				
合計			70	6	59	13	148		960		1,108				
相談内容別%			6.3%	0.5%	5.3%	1.2%	13.4%		86.6%		100%				
令和5年度累計			70	6	59	13	148		960		1,108			58	288
													138		

相談内容及び相談者別一覧（令和6年度合計）

相談経路	児童性別	相談内容										専門員引継ぎ件数	メッセージダイヤル受付件数		
		権利擁護についての相談						その他の相談等		男女別合計	合計			相談者別%	
		いじめ	体罰	虐待	その他	小計	計		計						
児童本人	幼児	男							6	6	6	6	0.6%	96	
		女													
	小学低	男						1	6	14	6	15	1.4%		
		女			1		1		8		9				
	小学高	男	9	2	8	2	21	31	34	55	55	86	8.2%		
		女	4		2	4	10		21		31				
	中学	男	13	1	6	2	22	28	60	79	82	107	10.2%		
		女	2		2	2	6		19		25				
高校	男	3		4	5	12	16	115	147	127	163	15.5%			
	女	1		3		4		32		36					
その他	男			3		3	5	35	39	38	44	4.2%			
	女			2		2		4		6					
小計	男	25	3	21	9	58	81	256	340	314	421	40.1%			
	女	7		10	6	23		84		107					
親族	父	男	2				2	18	21	60	23	78	7.4%	活動回数	235
		女	5		9	2	16		39		55				
	母	男	12	2	3	3	20	44	166	276	186	320	30.4%		
		女	15		3	6	24		110		134				
	その他	男			3		3	5	4	7	7	12	1.1%		
		女	1		1		2		3		5				
	小計	男	14	2	6	3	25	67	191	343	216	410	39.0%		
		女	21		13	8	42		152		194				
関係者等	施設	男						1	1	1	1	0.1%	286		
		女													
	学校	男							5	5	5	5			0.5%
		女													
	その他	男			4		4	13	147	201	151	214			20.4%
		女	1		7	1	9		54		63				
小計	男			4		4	13	153	207	157	220	20.9%			
	女	1		7	1	9		54		63					
男女別合計		男	39	5	31	12	87	600	890	687	1051	100%			
		女	29		30	15	74	290		364					
合計			68	5	61	27	161	890		1051					
相談内容別%			6.5%	0.5%	5.8%	2.6%	15.3%	84.7%		100%					
令和6年度累計			68	5	61	27	161	890		1,051			98	235	
												286			

登録番号7(17)

令和8年1月発行

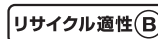
**東京都子供の権利擁護専門相談事業活動報告書
(令和4年度～令和6年度)**

発行 子供の権利擁護専門相談事業事務局
東京都新宿区北新宿四丁目6番1号
電話 03-5937-2305

印刷 東京都同胞援護会事業局



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています



この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

